

幌延町税等収納対策推進本部より

町税、公営住宅料、保育料、水道料、下水道料、介護保険料の納め忘れはありませんか。お忘れの方は、担当係へご相談下さい。

●住民税申告相談のご案内●

月/日	曜日	時間	対象地区	会場
2月15日	日	9:00 ~16:00	幌延市街全域	幌延町役場大会議室
2月16日	月			
2月17日	火			
2月18日	水	9:00 ~16:00	幌延地区農家全域	幌延町役場大会議室
2月19日	木			
2月20日	金	9:00 ~16:00	間寒別地区全域	間寒別公民館
2月21日	土			

※当日都合の悪い方は、お近くの相談会場又は上記相談日以外の日に、幌延町役場税務係までお問い合わせ下さい。

確定申告をしなければならない方

1. 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
2. 給与所得以外に所得がある方や、2ヵ所以上から給与を受けている方

申告相談においての際は、次のものを持参下さい

1. 印鑑
2. 平成15年中の収入を明らかにするもの（源泉徴収票等）
3. 生命保険料及び損害保険料の支払証明書
4. 医療費等の支払領収書
5. 障害者のいる方は障害者手帳
6. 国民年金及び国民健康保険料の支払領収書

給与所得者で、確定申告すれば源泉徴収税が還付される方については、既に幌延町役場で受付しています

- 【例えば】・医療費の自己負担（通院費も含む）が10万円、又は所得の5%を超える方
・住宅ローンを利用して新築や中古住宅を購入された方又は増改築をされた方で一定の要件に該当する方

..... 確定申告は2月16日(月)から3月15日(月)までです。

詳しくは、幌延町役場総務課税務係(☎5-1111内線142・143)まで、気軽にご相談下さい。

今月の
テーマ

平成16年4月から消費税の表示が「**総額表示方式**」でスタートします。
※消費税を含んだ価格

現在、税抜価格「9,800円」で表示されている商品であれば、値札などに消費税相当額を含めた「10,290円」を表示することがポイント